

12. 特定粉じん発生施設

別表第9(特定粉じん発生施設)(大気汚染防止法施行令別表第2の2)

施設の種類	規模
1. 解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2. 混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3. 紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4. 切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5. 研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6. 切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7. 破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8. プレス(剪断加工用のものに限る)	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9. 穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除くものとする。

特定粉じんの敷地境界基準は、特定粉じん発生施設を設置する工場等の敷地境界で10本/リットル以下です。